

障害者手帳のカード化について（お知らせ）

1. 概要

1. 平成31年4月から関係法令が改正され、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳において、現行の紙様式の手帳に加えて、カード様式での交付が可能となった。（カード様式又は紙様式のどちらかを手帳の交付を受けるかたが選択し、自治体が交付するもの。）

2. 対象とする手帳種別

①身体障害者手帳（定期更新なし）

②精神障害者保健福祉手帳（2年に1度定期更新）

【参考】本市における手帳保持者数（R1.9月末現在）4,807人

〔内訳〕①身体障害者手帳…3,834人

②精神障害者保健福祉手帳…973人

2. 本市の動き

1. 令和2年度中のカード化実施に向けて、令和2年度当初予算に計上する予定。

2. 現在、カード様式のデザインについて検討を進めている。

3. 既交付者への導入方法(案)

- ・身体障害者手帳：初年度は誕生月に申請受付し、次年度以降は随時受付。
- ・精神障害者保健福祉手帳：更新のタイミングで実施。

3. デザイン（案）について（別紙参照）

1. レイアウトについて

[共通]

①レイアウトは、大阪府（案）を参考に検討している。

②裏面は、住所等券面の記載内容に変更があった事項を記載する備考欄として使用できるようサインパネル加工を行う。

③カードの素材は、プラスチック製。偽造防止のためパールインキを使用し、切り欠きがあるもの。

[身体のみ]

④券面には個別の障害名を記載せず、障害の種別とその等級のみ記載する（運転免許証方式）。

⑤個別の障害名については、QRコードで読み取れる表記とする。

※なお、デザインは現段階での（案）となり、今後変更する場合があります。

2. 意見聴取のお願い

・カード様式のデザインについて、皆様のご意見をお願いします。いただいたご意見は、カード化を進める上で貴重な資料となりますので、ご協力をお願いいたします。

・担当課：健康福祉部広域福祉課 中島・中西

TEL072-727-9661 Fax072-727-9670 e-mail : kouikifukusi@maple.city.minoh.lg.jp

・令和2年1月31日（金）17時締切